

○政府参考人（樋口修資君） 手答え申し上けま
す。

す。C

今回問題になつておりますのは、プロ野球球団でございます西武ライオンズが、大学野球あるいは社会人野球のアマチュア選手二名に対しまして栄養費の名目で金銭の供与を行つておつたところでございます。このことは、「新人選手獲得活動において、利益供与は一切行わない。」というプロ野球十二球団が行つた申合せ、いわゆる倫理行動宣言に違反するものであります。

また、金銭が渡されました二名につきましては、一人は大学生、もう一人は高校を卒業して就職した社会人であるわけでありまして、いずれも高校生時代から御指摘のとおり金銭が渡されていましたということが判明しております。これは、高校野球や大学野球の監督、コーチ、選手等が入団を条件として球団から利益を受けることを禁じる日本学生野球憲章にこれは明確に違反するものでござります。

日本プロフェッショナル野球機構、任意団体でございますが、このプロ野球組織や、あるいは財団法人の日本高等学校野球連盟並びに財団法人の全日本大学野球連盟におきましては、西武ライオネズや早稲田大学における調査結果を踏まえまして、今後、違反に対する制裁など対応を検討するとのお聞きいたしております。

また、社会人野球の団体でございます財団法人日本野球連盟におきましては、選手等による金銭の受け取りは社会人としての倫理に反する行為であるということで、選手と所属するチームに一定期間の試合出場禁止の処分をしているところでござります。

○鈴木亮君 私は、青少年の健全育成という観点で、やっぱりスポーツというのは本当に大事だと思います。とりわけ野球というのは日本でも一、二を争う人気特にやつぱり小学生始め中学生などに本当に青少年の夢を与えてくれるものでありますから。本当にスポーツというのはいろいろ以上がこれまでの経過でございます。

るな夢を与える。それからチームワークの大切さを教える、あるいはフェアプレーとかスポーツマンシップとか、本当にこれは様々な意味で私は国民の財産であるというふうに思つております。でありますから、このプロ野球あるいは野球界にあつて、二〇〇五年の六月に倫理行動宣言が出ていて、それからもう全く時を置かずしてこういったことが行われていたということは本当に残念だというふうに思います。

これは、確かに日本プロ野球機構、任意団体であつて、その中の私的自治ということなのかもしれません、ただ私は、その一私的自治として語るには余りにも、そのような問題ではなくて、やはり社会の公器として我々も重大な関心を持つて、そしてその健全化について努めていただきたいなというふうに思いますし、我々としても必要なことがあればお手伝いをしていかなければいけないなど、こういうふうに思つてはいるわけであります。

それで、今回は確かに、入団前の金銭、栄養費といふ形で事前にお金が渡つていて、ある意味で極端な青田買いというんでしようか、過剰などといいますか、過熱した青田買いの中で金銭の授受が起つたと、こういうことなわけでありますから、いろいろと私もプロ野球のことについてこの間、この数年勉強をさせていただいておりますけれども、今回は入団前の栄養費の話でありますけれども、例えば入団時の契約交渉、あるいはそれに伴

う契約金、まあ契約金は基本的には選手がもらうわけでありますけれども、その授受をめぐつて、今回も所属しておられた高等学校のコーチをやつておられた教諭の方が学校の御判断によつて充分をされていらっしゃるようでありまして、こういうことからも分かりますように、選手は本当に社会的にはまだ未熟といいますか、成長途上の選手であります。一生懸命野球のことについては頑張つておられるんだと思いますが、例えば契約の話とか、あるいはプロ野球を取り巻くいろいろな社会的な背景とか構造とか、なかなか大人でもそ

まだそうした成長の途上にある高校生がそういったことをきちっと自己防衛してというのは、こわかなかなが難しいと思います。ですから、やはり率直に申し上げて、今回、二人の選手と言つては、相当程度犠牲者じやないなとも、こういうふうに思うわけであります。それで、更に申し上げれば、私も早稲田大学教鞭も執らせていただきておりますけれども、からといって申し上げるわけじゃありませんけれども、一生懸命夢を持つて、そして野球に打ちこんで本当に努力をしてきた、もちろん才能もある、その若き有為な若人が、もちろん全く非が無いといふわけではないとは思いますけれども、全くに将来の夢が絶たれてしまうということになると、そのことはもう大変ある意味で残念だし、それを守つてあげられなかつた、あるいはこのことに対する適切な指導をしてあげられなかつた関係者というものは、本当に私は残念だな

うふうに思うわけでありますけれども。今回の栄養費に限らず、いろいろな新人獲得めぐるお金の話ですね、お金の話。このお金の話があるいはそれの分配、あるいはそれを取り巻くいろいろな社会的な構造の問題、こういったことのやはりきちっと全容を把握して、そして構造的な抜本的な私は改革などといいますか、改善策をやり打つべきではないかなということを痛感をしています。

今回、二人の選手及びそれの指導に当たつては、た関係者が処分をされてそれで終わりというふうではあるが、それは私は、またこのようないくつか問題があり返されますし、そして一番、まあこういう言方は適切でないのかもしれません、ある意味でカゲのしつぽ切りのようなことになつてしまつて、これは本当に健全な球界の発展ということになると極めて残念な事態になりかねませんで、これを機会に文部科学省としても、この背にある、特にお金をめぐる構造的なままで実態としてそれをどういうふうにしていくかといふのかと、それについての意見交換をするべきである。

○政府参考人(樋口修資君) 委員御指摘のよう
に、今回、プロ野球に関しまして十二球団が行つ
た自らの自主的な申合せに違反するような事例が
生じたということは誠に残念でございます。
プロ、アマを問わず、野球の運営のものは
野球関係者により主体的に行われるものだという
ことが私どもの基本的な認識でございまして、今
回の問題については、背景にどのような要因、課
題があるかも含めて、野球関係者が中心になつて
解決すべき問題であろうと考えているわけであり
ます。

今回の事件の背景には、先生御指摘のように、
選手側の経済的負担の問題があるという御指摘も
あるわけでございますが、これは野球に限られた
問題ではなく、基本的に、それぞれの各競技の実
現

三
持 て

くいうことが重要だと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(樋口修資君) 委員御指摘のように、今回、プロ野球に関しまして十二球団が行った自らの自主的な申合せに違反するような事例が生じたということは誠に残念でございます。

プロ、アマを問わず、野球の運営というものは、野球関係者により主体的に行われるものだということが私どもの基本的な認識でございまして、今回の問題については、背景にどのような要因、課題があるかも含めて、野球関係者が中心になつて解決すべき問題であろうと考えているわけであります。

今回の事件の背景には、先生御指摘のように、選手側の経済的負担の問題があるという御指摘もあるわけでございますが、これは野球に限られた問題ではなく、基本的に、それぞれの各競技の実態に応じて関係団体やチームなどが主体的に対応していくべき課題であろうかと考えているところでございます。

○鈴木寛君 今局長は、関係者が主体的に考えてることは、もちろん当然ます考え方やいけないとは思いますが、いろいろ聞いてみますと、やはり甲子園で活躍をするような高校の野球部といふんでしょうが、かなり国内じゅうを飛び回って遠征をするとか、あるいは野球の名門校に行くために親元を離れて寄宿舎生活をするとかあるいは下宿生活をするとか、相当、高校野球といえども、かなりそうした野球生活を送っていく上で金銭的、経済的負担というものが個人あるいはその家族に掛かっているという実態があるということは否めないと思うんですね。もちろん、それによっている選手の判断だと言つてしまえば、そういうふうに言つてしまえばそのとおりなのかもしれないませんけれども、あるいは、そういうことを奨励する学校がそうした経済的な資金調達を含め、振興策を含め考えればいいんだと、こういふふうに言つてしまえば、そのとおりなのかもし

れませんけれども、私はそのところをもう少し
きちつと考えていくべきだと思います。
すなわち、今いろいろな格差の問題というのが
あります。それから、小学校なんかでも学力の格
差というのが議論になつていて、私は小泉前
総理と予算委員会で議論したことがあるんですけど
れども、小泉総理が、いや、学力がすべてじゃな
いと、運動とかいろんなことがあるんだと。もう
私も全くそのとおりだと思うんですけれども、今
私、小学校とか中学校の現状を見ていて非常に心
配なのは、学力の格差、明らかにこれ、塾に行け
るお子さんと塾に行けないお子さんの格差という
ものが厳然として付いているという実態がありま
す。そのことは、体力とかスポーツについても同
じことが今生じつつあります。例えば水泳教室
に行けるお子さん、あるいはサッカーのそういう
キッズとかジュニアとかいうところのクラブ
チームに通えるお子さんあるいは野球でいえば
リトルリーグに通えるお子さんとそうでないお子
さんですね。昔はといいますか、少なくとも私
たちのころは、運動が好きな子、運動が好きな子
供たちは、やっぱりその地域の小学校あるいは中
学校のスポーツ少年団で、必ずしも御家庭の経済
力にかかわらず好きな野球や好きなサッカーに一
生涯打ち込めるという環境がありました。しかし
し、じや今日の小学生、中学生の状況を見てみると
学校のスポーツ少年団で、必ずしも御家庭の経済
力にかかわらず好きな野球や好きなサッカーに一
生涯打ち込もうと思つても、な
かなか家庭の経済力の格差によつてそれが十分に
できぬという状況がこれはあることは事実だと
思うんですね。

例えば、私立の高等学校などで相当野球に力を
入れているというところ、それはだから私立が特
色を出すためにやつっているんだから、それは私立
の学校が頑張ればいいんだと、こういう話になる
んだと思いますが、そうすると、私立に通わすこ
とができるない御家庭の子弟はどうなるんだろうか
と。以前は、例えば授業料とか入学金の免除とい
うことをしているという実態がありました。しか
し、今は、私立高校といえども、そういうスポー
ツの特待生に対する学費とか入学金の免除という
のはしてはいけないという話になつてきているわ
けです。そうすると、なかなか、そういう私立学
校といえども、そういうスポーツ特待生に対して
経済的な支援というんでしようか、あるいはイン
センティブというんでしょうか、そういうことを
付けるということは表立つてはできなくなつてき
ているんですね。

要するに、この世界、もちろん建前といいます
か、守らなければいけない大事なこと、あるいは
ルールということは、やっぱり決めたことはちゃんと
守らなければいけない、これは当然であります
。そのことを私はゆがめろと言うつもりは一切
ありませんけれども、しかし、余り実態を見ずに
一部の手直しだけを繰り返していくと、結果とし
て今のような傾向というものが助長をされている
ということもやっぱり踏まえなければいけない。
それから、まあいろいろと、もちろん真偽のほ
どは分かりませんけれども、今回の処分などでも
うかがえるように、契約金、まあかなりの金額の
契約金を選手が受け取る。まあそのことは、それ
だけの努力をして才能があるわけですからそれは
いいと思いますが、その契約金を、お世話になつ
たクラブの関係者あるいはそれを仲介する関係者
にもその契約金が分配をされている実態がかなり
あるということは報道されています、一部の報道
いい。しかし、その裏では非常にそうした、元々は
やはり必要性があつたのかもしれません、その
ことが本音としてはやむを得ないんだ、やむを得
ないんだ、やむを得ないんだ、やむを得ないんだ
ということで、最初は合理的というか、それ、最
初は納得のできることが、それがだんだんだんだ
ん、何というんですか、スタンダードから外れて
いつて、そして一番困るのは選手であります
。要するにダブルスタンダードなんですよ。

ダブルスタンダードで、周りの人から、いや、
これはダブルスタンダードがこの世界の常識なん
だと。それを判断する、自分にとつては一回こつ
きりの契約の交渉ですから、あるいは一回こつき
ただ、逆に言うと、むしろそれが非常にフェア
な形で、かつ透明な形で社会の仕組みとしてむし
ろ全部オープンになって、なるほどと、これだけ
頑張った監督さんが、これだけ頑張ったコーチの
方々が更なるそうした活動を続けていくために、
あるいはそれを更に発展させていくために必要
な資金が、何といふんでしょう、調達すること
ができるということ 자체は私はあつてもしかるべき
だ。

ただ、それが個人の何かに流用されたり、ある
いは、だからそれは私は、例えば欧米などの例を
見てますと、サッカーなんかはむしろそういう
ところが半歩進んでいるんだと思います。必要な
育成資金は必要だと、しかしそれをいかにフェア
に透明に調達をし、そしてそれを流していくかと
いうところの議論、あるいは、もちろんそれはい
ろいろな試行錯誤の結果でき上がつてあるわけで
ありますけれども、例えばプロのサッカー球団、
あるいはFIFAのようなどころがちゃんとき
ちつとコントロールをして、そして育成を一生懸
命やつた主体に対してプロ側がそういう資金を提
供するという枠組みができていて、そこがフェア
な形で、公正な形で行われている例もあります。
ですから、日本の野球も、何といふんでしょう
か、一方では非常に建前としてはきれい事を言つ
ていると、まあ言葉は適切じゃないかもしれない
が、一方では非常にそうした、元々は
やはり必要性があつたのかもしれません、その
ことが本音としてはやむを得ないんだ、やむを得
ないんだ、やむを得ないんだ、やむを得ないんだ
ということで、最初は合理的というか、それ、最
初は納得のできることが、それがだんだんだんだ
ん、何というんですか、スタンダードから外れて
いつて、そして一番困るのは選手であります
。要するにダブルスタンダードなんですよ。

ダブルスタンダードで、周りの人から、いや、
これはダブルスタンダードがこの世界の常識なん
だと。それを判断する、自分にとつては一回こつ
きりの契約の交渉ですから、あるいは一回こつき

本当は二〇〇四年の二リーグ十二球団の話のときにはやつたはずなんですがそれども、それが結局やられてなかつたということで私はあえて今日問題提起させていただいているんですけども、その辺りいかがでしようか。

○政府参考人(樋口修資君) 委員から球児の経済的な負担の問題がまちよつと御指摘をいただきました。

高校の運動部活動等では、まずは学校の教育活動の一環としてこれを行われているわけでございます。当然、野球もそうでございます。ただ、これが勝利至上主義的な運動部活動にならないように、そして経済的負担ということになりますと、やはり野球の合宿とか遠征とか、こういったものがやはり個人の負担が掛かるということで、勝利至上主義的な運動部活動ということによって遠征とか合宿というものが行われ、そして結果において負担の問題が生ずると。こういったことがないよう、私どもは勝利至上主義に陥らないような教育活動の一環としての運動部活動というものを心掛けてほしいと。

そしてまた、学校外の民間のクラブチームの活動についても、これは個々の自己責任で参加するものではございますが、どうしても経済的負担の問題が生じます。これについては、クラブチーム等に対して経済的な負担が多く生じることがないよう我々としても配慮を求めていきたいと思っています。

そして、御指摘のように、例えばプロ野球の場合はこういう課題が実は生じてきたわけでございますが、サッカーの場合にはジュニアからの一貫した人材発掘システムを設けておりまして、市町村、都道府県、全国ブロックから全国という形でジュニア期からそれを養成して、そしてそういうものの選手の強化とか育成のための合宿等に対してサッカー協会全体がこれをパックアップしていくと、そしてサッカー協会全体がそのサッカーのレベルを上げるために全体で支援していくといふシステムがあるわけでございます。

これはそれぞれの競技によって違うわけでございますが、私どもも、やはりプロ野球等野球においても、こういう野球界全体の発展のためにどういう形でジュニア期からの人材を発掘していくのかということをこの野球組織の方にも御検討いただくことをお話を申し上げさしていただきたいというふうに思つております。

○鈴木寛君 ありがとうございます。

今、正に局長から野球界に対してもそういうことを申し上げたいという大変貴重な御答弁をいたしました。是非そうした注意喚起をしていただき、これを機に本当にいろいろな知恵はあると思いますので、ジュニア期からいかにそうした健全な育成をしていくか。

それと、スポーツ・青年局というのは非常に重要なポジションにありまして、結局教育的な配慮と、これやっぱりバランスの問題ですね、教育的な配慮もしなければいけない。しかし、その一方でやっぱりスポーツの振興、その中で非常に特にスポーツ能力の高いジュニア人材、若手人材をどういうふうに育成していくかと、このスポーツ振興の、これの折り合いを付ける。さらには、青少年の健全育成というこのかなめを握っておられるのが私はスポーツ・青年局長であると思つておりますので、これ、そうした野球界とともに、何というんですか、コミュニケーションはやっぱり密に、もちろんそれぞれ自立した、独立した運営であるということはこれは当然ですけれども、いろんなやつぱり意見交換とか、我々の問題关心を時々はきちっと伝えていただくとか、そういうことは是非私はやつていただきたいというふうに思いますので、今文部科学省としても野球関係団体等々に注意喚起をしていただくという大変前向きな御発言をいただきましたことは大変多うございました。

それで、もう少しこの問題を掘り下げてみたいと思います。そこで、もう少しこの問題を掘り下げてみたいと思います。

これは、それはそれで野球もこれはなかなか自分の活躍の場はなかつたけれども、Bという会社であれば自分が本当に活躍する場もありますし、同時に、今かなり世の中、人材の流動化というのがなされていて、中途採用というんでしようか、経験者の採用でもつて強化をする。それから、人材の方も、Aという会社にはなかなか自分の活躍の場はなかつたけれども、Bという会社であれば自分が本当に活躍する場もある。これはチームワークですから、それぞれの人の能力の問題もありますけれども、相性とか、働く職場と。そういうふうにある程度人材の流動化ということができることによって組織といいますかチームといいのは、新人の採用とそれから中途の経験者と、この両方のベストミックスによっていいチームづくりといいのはしているわけであります、民間企業においては。

ただ、野球界の場合は、あるいは実は国家公務員の場合もそうかもしませんけれども、なかなか中途の戦力強化ということが十分に行えないがために、どうしてもこの新人のところに過度な、何といいますか、バイアスが、荷重が掛かってしまうというのが現状かと思うんですけども。もちろん、難しいことはよく分かつてはおりますけれども、選手のより自分が頑張りたいチームで頑張りたいと、こういう非常に率直で素朴な思いと、いうものを私はもう少しかなえあげてもいいんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、これも二〇〇四年來ずつと問題提起がされてきましたけれども、今日は公正取引委員会にも来ていただいているけれども、

と思うんですけれども、なぜここまで青田買いか過熱してしまうかということは、ある意味では入団してからの問題ともこれ裏腹の関係にあります。すなわち、これ九年たつとフリーエージェントという、FAという制度が利用できるわけありますけれども、これは例えば一軍に九年間いなきやいけないとか、物すごく限定された制度になつているわけですね。

一般的な企業でありますと、企業も野球もこれは人材がすべてであります。新人のいい人材を探れるかどうかということに皆さん躍起になるわけでありますし、同時に、今かなり世の中、人材の流動化というのがなされていて、中途採用というんでしようか、経験者の採用でもつて強化をする。それから、人材の方も、Aという会社にはなかなか自分の活躍の場はなかつたけれども、Bという会社であれば自分が本当に活躍する場もある。これはチームワークですから、それぞれの人の能力の問題もありますけれども、相性とか、働く職場と。そういうふうにある程度人材の流動化ということができることによって組織といいますかチームといいのは、新人の採用とそれから中途の経験者と、この両方のベストミックスによっていいチームづくりといいのはしているわけであります、民間企業においては。

ただ、野球界の場合は、あるいは実は国家公務員の場合もそうかもしませんけれども、なかなか中途の戦力強化ということが十分に行えないがために、どうしてもこの新人のところに過度な、何といいますか、バイアスが、荷重が掛かってしまいます。これは民法上は約款契約ということだと思いますが、約款契約であればその約款契約の妥当性、例えば銀行の約款契約であればその妥当性については金融庁がそれを監督しているということになつていますし、あるいは生命保険でも同じようなことだと思います。

これは民法上は約款契約といふことだと思いますが、約款契約であればその約款契約の妥当性、例えば銀行の約款契約であればその妥当性については金融庁がそれを監督しているということになつていますし、あるいは生命保険でも同じようなことだと思います。

要するに、このようないくつかの基準、統一の約款でやらなければいけない業務というものは、例えば運輸業についてもいろいろな業務がありますが、その場合はきちっとそれを、だれかがその公益性、あるいは客觀性、あるいはその必要最小限の措置であるということを確認するという方法が入っているわけがありますけれども、N P B、日本プロフェッショナル野球機構というのは別にそういう役所の監督とそういうものもない。これは別に私それでいいと思うんです。それを監督、文部省が所

管しろなんということはみじんも言つつもりはありませんが。

しかし、それが本当に公正な契約自由の原則、あるいは公正な契約関係の樹立という観点から問題がないかどうかということはやはりきちっと関心を持つて、これだけの好機でありますから注目する必要があるのではないかと思いますが、公正取引委員会はこのN.P.B.の野球協約についてそういう観点から検討とか検証とか行つているのか、あるいはそこまで本格的なことはおやりになつていなかにして、どういうふうな問題関心を持つて、これ何年間に一回問題になるこのドロフトの問題とか契約の問題とかF.A.の問題、研究をされておられるのか、その辺りの状況についてお答えをいただきたいと思います。

野球協約にはいろいろな定めがあるようですが、まずけれども、御指摘の点はドラフト制度あるいはFA制度にかかるものと理解いたしますので、野球選手契約についてどう考えるかというところと存じます。

野球選手契約につきましては、一種の雇用契約に類する契約と考えております。プロ野球における現行の契約慣行を前提として考える限り、独占禁止法上の取引に直ちに該当するものとは解されませんで、独占禁止法上問題となるものとは言い難いというふうに考えております。

過去に検討したことがあるかというお尋ねですが、さいますけれども、何度も国会で答弁をさせていただいております。

○鈴木寅君　ありがとうございました。
公取がこれは基本的には雇用契約であるということは、これは極めて重要な御解釈であります。これが雇用契約であるということであれば、むしろ労働法制に基づいてかかるべき対応が行われるということが政府会議としての御理解だと思いますし、そういう整理整頓であればそういうことできちんと対応していくと

いうことがこれから必要かなということで、大事な解釈、大事な答弁を大変ありがとうございました。

それでは、今後また厚生労働省の皆様方とも御一緒になつて、選手の人権といいますか、労働権というものがきちっと保障されているのかどうかという観点で私たちも研究を続けていきたいとうふう思ひます。

それで、今回、大変我々の大好きな野球というものが本当にこれから大丈夫かなど、特に青少年に対してやつぱり明るいイメージを取り戻すといふことは非常に重要ですね。やつぱり夢を与えていく、そういう野球界に私はこれを幾こ、むか

しろピンチはチャンスで生まれ変わっていました。たいと、こういうふうに思つております。

それで、しかしその一方で、例えば今行われておりますドラフト会議、今年のドラフト会議で希望入団枠、これが青田望牛といふんでしようか希望入団枠、これが青田

買いを過熱させる要因になつてゐるんで、これはアマチュア界の方も即時に撤廃をしてくれと、あるいは選手会の方もこれは即時に撤廃するべきだと、こういうことがあつて、しかしながらなかなかそれについてすぱつと、こういうことがあつて

大きい反省をして希望粹はもう今年からばつとやらぬましようというふうになるのかなと思つていたら、なかなかがそういうことになつてないようありますて、こうしたことも、もちろんN P Bが神自ら御判断されるということではあります、が、私

の希望としては、希望桿は今年きちんと撤廃をして、野球界をもう一回、それこそ極めてクリーンな形で前向きにもう一回再建をしていくんだといふべきいなスタートが行われる二〇〇七年になつましいなど、こういうふうに私は強く希望を

大臣には是非お伺いをしたいと思いますが、今回の西武ライオンズの金銭供与問題に端を発します、再び露呈されてしまつた野球界の、何というんでしようか、もやもやとした部分というんですけれども、たしてあります。

私試をするということと同時に、先ほど局長と御議論をさせていただきましたけれども、やっぱり若い人たちの夢を本当に与えている仕事でありますので、これを是非、しかも、若い人の育成というものには本当に時間も手間もエネルギーも掛かる、そしてそのことを頑張っている方々がいらっしゃつて、その方をも応援していかなければいけないこともあります。

非常にいろいろな複雑な要素を含んではおりま
すけれども、すべての関係者がこれならばといふ
ことで、もう一回みんなが気持ちを一つに出直
していくる、そういう環境づくりに、文部科学大臣
がということになるとなかなか御答弁がしづらい
かもしれませんけれども、大臣も野球をお好きだ
と思いますが、かつ、日本の野球界そして社会に
対して大変なリーダーシップを發揮していろいろ
な分野でいただいております伊吹大臣、個人の立
場でも結構でありますし、大臣の立場、どちらで
も結構でございますが、今回の問題についての大
臣の、大臣のというか伊吹先生の、大臣のと言ふ
と答弁が限られてしましますので、伊吹先生の御
感想と、そして個人としての思いでも結構でありますから、みんながもう一回出直そうじゃないか
と、そして、もつともつとすばらしい野球にして
いこうじゃないか。そして、昨年も王監督率いる
チーム・ジャパンによつて僕たちは本当に大きな
勇気と元気を与えていただいたわけであります、
その後の王監督の闘病のことも含めてですね。そ
うしたことで大臣の、伊吹先生のお考えといいま
すか、御決意というものをお聞かせいただきたい
と思います。

く変えるんですね。変えてみたけれども、そうすると、なるほどそのことはなくなつたが、今度は別の欠点がたくさん出てくるんですよ。

ですから、基本的に私は大切なことは、今回のこととは決していいことだとは思いませんけれども、やはりプロ野球はスポーツ団体としてプロ野球の自主的な御判断で運営をされ、アマチュアの方々、学生野球は日本学生野球憲章というものを、みんながその精神を大切に規範意識を持つて運営してもらえば、そう私はおかしなことは本来起こらない。ところが、人間というものは弱いものだから、どうしてもそのとおりできないんですね。

ですから、先ほど局長が申しましたように、いろいろ対話ををして、先生から御注意があつたようなことが起こらないようには話をしたいと思いますが、ここにいる我々、大臣じゃなくて伊吹がとにかくいえば、政治家がみんな考えなければいけないことは、本来自分の親元を離れて野球のタレントのある人を、金に任せと言つちゃいけませんけれども、集めて、それで校名を、学校名をとどろかせるというようなことが本当に教育上いいのかどうなのか。まだ未成年の段階は、やはり基本的には御家庭の中で御一緒にやつぱり育つていくということだと思うんですね。

ですから、先ほど契約のお話もありましたけれども、金融とか運輸契約を諸官庁が見ているのは、それは不特定多数の方を相手にする業務だからなんですよ。我々は、借り入れのときにどんな契約を交わしているのか、あるいは新幹線に乗るときにどういう契約があるのか実際はほとんど見ておりませんね。そんなのを見て新幹線に乗ったことはありません。だけれども、それは国土交通省はきちんとやつぱり見てるんですね。

先ほど公取から御説明したように、これは不特定多数の人じゃなくて、一対一との間のやつぱり雇用の契約の問題ですから、どこまで文部科学省が私は関与できるのかということは、少しややはりこういう民間団体の運営については抑制的

に私は対応するというのが政府としてのあるべき姿じゃないかと。もちろん、公益に反するとか大きな社会規範に反するということについては積極的にやらねばなりません。

だから、ドラフトの問題も、あるいはフリー
エージェントの問題も先生さつきおっしゃいまし
こねしげる、ならまだ日曜に悪くない、これ

たけれども、たるほど自由に選べるということが、憲法上の職業選択の自由がありますよね。そうすると、プロ野球に入るという職業選択の自由はあるけれども、所属球団を選べるという自由を制

のバランスの問題ですね。自由希望枠というものを置いている。要は、そこには結構やっているわけでしょう。だからそこに

すると、トレードというものがあるわけですから、本来トレードを自由に、かなり運用上選手の希望も聞いてやら運用できれば私は、フ

リーエージェント制度というのはそんなに大きな、是非短縮しなければならないという問題でもない。

「…」エジンボントンを紹介するに終り、白い口ひげの人が、「…」
いうことが起こるかというと、アメリカで今起
こつているように、金を持っているチームは、
ニユーヨーク・ブリーズが、スコットランド王室、

二二〇三・三・ク・ヤンギースのように金に任せても日本にも若干そういうチームがありますけれども、彼らでも選手を取つてしまつて、地道に選手を育むことをやめてしまう。どうして

を養成するというチームの姿勢がなくなる。そういうインスタント的な、金銭すべてが動いていく社会というか、プロ野球界をつくってしまうと

いうことがこれから野球に対し希望を持てて、いる青少年のためにいいのかどうなのかという観点もまたあるわけですね。

だから、少し何か事件が起ると、必ずこれが悪いのでこうしなければならないというよりも、先生の御注意を踏まえて、関係者にやはりもう少

シルールを守つて、そしてフェアにやつてもらいたいということを関係局長から話をさせるとことから始めてみたらどうなんでしょう。私は、先ほどお話を伺つてそんな感想を持つて

あります

○鈴木寛君 まず、繰り返しますけれども、大臣からも、局長から話を聞いていただくということを今御答弁いただいたことは大変多とします。

ちよつと一点だけ誤解のないように申し上げておきますと、私が思いますのは、日本というのには、こういう問題が起こりますと、すぐ個人攻撃

というか、個人の首を取れば事足りりとする傾向がありますよね。これは私は良くないと思っております。今回、特に一番、何というんですか、罪

の薄いといふか軽いといふか、ある意味で私からすれば犠牲者である若い、一人は大学生、一人は社会人野球の選手が、ある意味では首取られたわ

けですね。この首取られたことで、要するに退部をさせられたわけで、それはルールに基づいていますから、それはしようがないんですけど、そ

で、だからそれなしでかないとでも思
うでもつて何かこの問題は終わりましたよと言つ
て済ますことは良くないですよということを言つ
てから、日ひの悪い事つて幾つかあります

たから、日本の悪い癖で幾つかありますよね。要するに、個人攻撃とか個人の首を取つたらもう問題解決してしまうと。それはまずや

めましょうということを申し上げている
じゃ、なぜこういうことが起つてしまつたの
かといふと、やっぱりルールに、あるいは制度

に、あるいは構造に何かひずみがあるんであれ
ば、やっぱりそこも含めて、単にその関係者、要
するに選手及びその監督さんですか、その関係者

を処分してもうこれで終わつたということで、実はその方々はむしろ犠牲者の方が強くて、今大臣もおつしやつたような、もつともつと、何という

んでしようか、このことにたけて、何といううんですか、自分は利を得て、ある意味で、言葉のいい悪いかは別として、こうした現場の関係者を処

分して終わってしまうということで終わらせてはいけないんですよねということを申し上げていて、そのことは大臣も御異論ないと思うんで

すね。
であれば、こういうことを再発防止するために
は、やはりきっちり構造的な背景の問題もちゃん

と明らかにして、そしてそこを正さないと、要するに元を絶たないと駄目じゃないですかということを申し上げていて、そこはきちっとそういう観点からこういう議論をさせていただいたということを文部科学省としてお話をいただけるということですから、そういうことですよ。

○國務大臣(伊吹文明君) 当事者を悪者にして、そして特にテレビ、バラエティー番組等で非難をすればそれですべてが終わるという社会風潮は、先生がおっしゃるとおり決していいものではないと思います。

今回見てみると、アマチュアの球界は、先生がおっしゃつてることをかなり理解して、私は良識的な対応をしていると思うんですよ。東京ガスのピッチャリーは一年間の公式戦への出場停止を言われておりますね。早稲田の選手は大学から退学かな、停学か、停学のあれを受けていますが、野球生命が絶たれたわけじゃないんで、首になつているわけじゃないんですよ。かつてプロ野球球界も、裏金問題があつたときに、一場選手は、やはり当時裏金を出して入れようとしたところへは入れなかつたけれども、今樂天に入つて活躍をしておりますよね。

ですから、当事者がやはり野球生命をきちっと維持できるような良識的判断はしていると。しかし、そのことが一般の方から見ると逆に甘いと言われているんだけれども、先生がおっしゃつたように、本当の一番の元凶は別のところにいるわけですね。そのことをしっかりと私たちは判断をして、そして、もう少し規範意識を持つてやつてもらいたいという話をさせましょうということを先ほど来申し上げておるわけです。

○鈴木寛君 一番の元凶は別のところにいるという大変な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それと、もうこれは御答弁要りませんけれども、ちよつと後半の大臣のところで、若干確認と いうんですか、お分かりになつていてると思いますが大事なことなんですか。

トレードがあるからいいじゃないかとおつしやつたんですけれども、私が問題にしているのは、トレードというのは選手の意思でトレード商品を正にトレー
ドなんですよ。だから、正にプロ野球における選手というのは、今の状況でいえば商品を正にトレードしています。それは球団の意思でトレードなんですね。で、先ほど公取からお話ししたいたよ
うに、いや、ちゃんと労働者なんです、雇用契約なんですということになれば、もう少しそのルールに当たっては選手の意思というものが反映され
るということがより望ましいんです。
それから、その当事者の契約自由に基づき、あ
るいは意思が反映されるということであると、先
ほどのN.P.Bの野球協約というのは、要するに統
一契約書によると書いてあるわけですね。これ
は、大臣も労働行政に大変詳しく述べて、その最高責
任者もやつておられたから分かりますが、その觀
点からすると、現に同じ四十五条の中で、監督と
コーチは自由契約していいよというふうになつて
おきながら選手はこの統一契約に従えと書いてあ
るものですから、じゃなぜ監督コーチと選手
との間でその取扱いが違うんですかと。監督も
コーチもある意味では雇用者ですよね。もちろ
ん、ある意味で、労働法的に言えば多分管理的職
にあるということだと思いますが、しかしそれは
管理的職にあるが、雇用関係にある両者が、例
えばほかの会社の場合に、管理職の雇用契約とい
わゆる一般社員の雇用契約がここまで明確に制度
上書き分けられているというのは、ちょっと労働
法制の観点からするとやや不自然な格好になつて
いるんですね。

ですから、逆に言うと、運輸約款とか銀行約款
と違うという整理を、逆に言うと今日大分政府と
してしていただいた。文部大臣もそういう御答弁
いただいたし公取の方もそういう御答弁いただ
いたので、だつたらきつともう、今まで、これ
請負とかの話になつてしまふんですけど、今偽装

口野球選手はいわゆる雇用者なのかそれとも請負なのかというの非常に法的にあいまいに来て、その文脈その文脈ある意味で都合のいい解釈で、統一的な法解釈に基づく制度設計といいます。今の政府としてのとこのことじやないんですか、法運用というのがなされてなかつた部分があるのですから、今日の議論で大分政府としての整理をされたので、それであれば、要するに、理をされましたので、それで、要するに、整理でもいいんですけど、フェアネスといふはそれぞの当事者の意思というものが最大限に尊重されると。で、必要な制限というのは必要最小限、公序良俗の範囲内に収まっているということがこれ大原則ですよね。そのことを常に確認をする必要がありますよねということを私は申し上げているということを理解をいただいておきたいというふうに思います。

○國務大臣(伊吹文明君) 先生の御指摘はよく理解しているつもりです。そして、税法上は個人事業主なんですよ、プロ野球の選手は。ですから、要するにサラリーマンではないんです。ですから、単なる雇用契約ではないと私は思っていますよ。そして同時に、契約金を契約する際に取つておりますから、企業からいうと一種の資産であるわけですよ。繰延資産であるわけですから、この選手をどこにトレードするかは、もちろん選手も人間ですから、選手の意見も、同意がなくてもトレードはできます、しかし受け入れないと自由はあります。しかし受け入れないと契約金なしで契約をするのかどうなのかというような問題も含めて、少しやつぱり抜本的に考えなばならないということですね。今年でいえば、中村選手のようなケースが起こつてくるということですよ。

ですから、この問題をどんどん詰めていくと、契約金なしで契約をするのかどうなのかというよ

ういといけないんじやないでしようか。大臣分かつておられておつしやつた

んだと思いますが、トレードを拒否する自由はないんですよ、事実上はね、今の契約関係の中です。そこは訂正していただきたいと思いますが、結論は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要するにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討していく、それは最後大臣も同じことおつしやつていただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題関心を持っていたいと思いますし、そうした意識をこれからも深め、広めていきたいというふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づく指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

とりわけやつぱりひどいと思ひますのは、例え

ば二月二十六日に、ある意味で文化庁を愚弄する

ような発言あるいはそうした対応がなされてい

て、これは本当にゆゆしき、かつ、極めて遺憾な

状況だなどいうふうに私は思つてゐるわけでござ

います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

んだと思いますが、トレードを拒否する自由はないんですよ、事実上はね、今の契約関係の中です。そこは訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

るにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討し

ていく、それは最後大臣も同じことおつしやつて

いただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題

関心を持っていたいと思いますし、そうした

意識をこれからも深め、広めていきたいという

ふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人

日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づ

く指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

ます。

そこで訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

るにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討し

ていく、それは最後大臣も同じことおつしやつて

いただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題

関心を持っていたいと思いますし、そうした

意識をこれからも深め、広めていきたいという

ふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人

日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づ

く指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

ます。

そこで訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

るにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討し

ていく、それは最後大臣も同じことおつしやつて

いただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題

関心を持っていたいと思いますし、そうした

意識をこれからも深め、広めていきたいという

ふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人

日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づ

く指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

ます。

そこで訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

るにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討し

ていく、それは最後大臣も同じことおつしやつて

いただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題

関心を持っていたいと思いますし、そうした

意識をこれからも深め、広めていきたいという

ふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人

日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づ

く指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

ます。

そこで訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

るにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討し

ていく、それは最後大臣も同じことおつしやつて

いただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題

関心を持っていたいと思いますし、そうした

意識をこれからも深め、広めていきたいという

ふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人

日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づ

く指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

ます。

そこで訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

るにやつぱり抜本的にきちっと整理をして検討し

ていく、それは最後大臣も同じことおつしやつて

いただいたんで、是非そうした観点で大臣も問題

関心を持っていたいと思いますし、そうした

意識をこれからも深め、広めていきたいという

ふうに思います。

ちよつと時間が大分なくなつてしまいましての

で次のテーマに移りたいと思いますが、財團法人

日本美術刀剣保存協会の件でございます。

これは既に国会でも問題になつております。私

も大変心配をいたしております。私は、文化庁の

これまでの、平成十三年の立入検査、それに基づ

く指導、勧告、これ極めて適正だったと思つて高

く評価をしております。そして、しかしながらと

いうか残念ながら、昨年の夏以降の文化庁による

極めて適正なこの間の指導に対する財團法人日本

美術刀剣保存協会の対応というのは、これは極め

て不誠実、不適切だというふうに私は思つております。

大臣もそうした御発言を国会答弁でされて

おりますので、私の認識と全く同じだというふう

に思います。

それで、文化庁もこの間粘り強く、再三事務局

長を呼んだりして、六、七回呼んだりして指導に

当たつておられる、対応に当たつておられるよう

でございますが、三月の一・二十六日、すなわち昨

日、財團法人保存協会の方から、刀剣保存協会の

方から一定の報告というんでしようか、この間の

対応についての報告がなされるというふうに聞い

ます。

そこで訂正していただきたいと思いますが、結論

は、私も申し上げたいこと、大臣と同じで、要す

と、こういうお答えになるんでしょうが、従来の
ような文化庁に対する私はある意味では非常に適
切でない対応が続くようであれば、これはやはり
文化庁も覚悟を持つべきひとつと適切な指導あるい
は措置をする必要があると思うんですけれども、
この点はいかがでしょうか。

○國務大臣（伊吹文明君）　先生、先ほど先生から
る御質問があつた野球界のことについても私は
申し上げましたけれども、民間の組織でございま
すので、できるだけその運営に官が立ち入つて人

ひどいことでない限りは、まあまあこれは慎むといふべきだ。しかし、それが行政の本来の姿なんですね。そういう形でずっとやってきましたけれども、なかなか確かにならちが明かないと。

そこで、公益法人については、御承知のように、民法の六十七条の二項、三項、七十一条という規定がありますので、これはラストトレゾルトとしてこういうものがあるというふうに理解をしながら、やはり自主的に一般社会から御批判を受けないよう健全に運営していただくよう、会長が来られたら次長から話をさせるということだと思っています。

○鈴木 寛君　これは財団法人なんですよね。正に
公益法人なんですね。

のために事業活動を行うがために財団法人の認可がなされてそれに伴つて様々な恩典といいますか、をも享受しているということでありますから。しかも、公益性の判断あるいは公益性目的に基

づく業務運営については、これは文部科学大臣が明白な権限と責任を有しておられる。しかも、この刀剣保存協会は、国から二百六十五万円の補助金も出ている団体ですよね。それから、文化財保護法に基づく重要文化財の管理団体でもあるわけでありまして、公益法人の中でも更に今申し上げたような公金が出ていると、税金が支出されていい。それから、正に我々の日本の財産である重要な文化財を管理をするということを指定をされてい

るという団体でもありますから、それに対する対応はやはりきっちりと毅然たる態度でもつて臨んでいただきたいといふことを改めてお願ひをしておきたいと思ひます。

いりますし、また、明日以降の対応については私た
ちにも御報告をいたただければ有り難いなというふ
うに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ
を申し上げます。

博物館法の改正法案なわけであります、これは事務的にも申し上げましたけれども、私は、新しいこの法人の名前に博物館という名称がなくなつてしまつたことは大変残念に思つております。もちろん、これはいろいろ知恵があつて、博物館と文化財研究所ですか、例えば博物館・文化財機構とか、いろいろな知恵の出し方はあつたんではないかなというふうに思いますが、今回の名称になつているということは私は残念だつたなど、こういふふうに思つております。

我々民主党での部門会議でもお話をいただきまして、それについてのお答えは結構ですけれども、そのやり取りの中で感じたことは、専物

館あるいはミュージアムについての認識というものが、少し私たちの認識と文部科学省文化庁との認識が違うのかなということを心配をしているんですね。

といいますのは、ミュージアムというものは今や単にハード、物のコレクションではなくて、それももちろん重要なメーンな業務の一つであります。が、ミュージアムというのは正にそれは運動体なわけですね。日本の芸術、文化、学術を振興して、そのために必要な知恵あるいは研究という活動、いわゆるソフトな活動もやり続けていく。それから、それに従事する人材というものをそれこそ育成をしていくと。こういうハードウエアとソ

フトウエアとヒューマンウエアと、この三つがいざれも重要で、そうしたことを非常にうまく目配りをしながら、かつ、有機的な連携も考えながら総合的に日本の文化の充実というものを具体的に実践をしていく、その活動主体は私は博物館だというふうに思っているわけなんです。

今回、いろいろ条文を見てみました。大変残念なのは、確かにこれ、総務省とか財務省とかに言われて、独立行政法人の合理化というんでしようが、有機的連携もあるんでしようけれども、そ

よ、きつかけはそういうことだったと思いま
す。しかし、私はこの際もう一回、今申し上げた
ような考え方というのは恐らく文化庁も共有はし
ていただいているんだと思うんですけれども、そ
のハードとソフトとヒューマンと、人材と、なん
ですかれども、いや、それはそうだという話にな
るんですけど、であれば、今回きつと法案の中
にも、法律上もそういう位置付けといいますか、
再定義というんですか、改めてきつとそうし
た、博物館というのはこういう機能を持つている
んですよということを位置付けていただきたらよ
うかつたんではないかなということが一つ。

それから二つ目は、今回もう一回考え方直していただきたかったことは、今回の新しい文化財機構が、斤管をするのは四つの国立博物館だところ。こ

れ以外にも、科学博物館というのは、これは生涯学習政策局が別に所管をしていて別の独立法人として存在をしますと。それから、民博とかあるいは歴史博物館、これは研究振興局が所管をする独立

立法人として存在をしていると。それから、同じ文化庁でも、先日六本木に新しく生まれました国立新美術館も含めて、国立美術館という枠組みもあると。美術館、これ英語で何と言うのか分かりませんけれども、これもアートギャラリーなんでしょうね、あるいはアートミュージアムなんでしょうが分かりませんが、いずれにしてもミュージアムのグループとして位置付けられるということはあるんだと思います。

こうした日本のミュージアム行政というか
ミュージアム政策ということを、もう一回一から
あるべき論というのを議論して、そして今後それ
がうまくいくようにやっていくと、そういう
組織論の在り方、機構論の在り方ということも
もっと踏み込んで見直していくたぐいのチャンス

だつたのにもかかわらず、それが私は不十分だつたんではないかなとうふうに思います。それから、そういう観点で申し上げますと、さつき申し上げました人材、人間の部分ですね。

いつたことについてまだまだ十分でないところがあるとすれば、アーティストとか、あるいはそういうものの職人、あるいは伝承をする技術者、もちろんこうしたものの振興ということはかなり文化庁も掲げておられますけれども、むしろそうしたアートプロデューサーとか、あるいはそういう人材を育てるためのいろいろなコーディネーションをする方とか、そういう人材の養成どころ、あるいは学芸員の養成とか、もっと広範な人材育成というところがやっぱり日本は不十分だったなどといふところはあると思うんです。そういう人材育成の在り方、要するに今まで育ててきた

人材だけでよかつたのか、もつと別にそういうた
が必要があつたんではないかとか、人材の点とい
つは勿^シ、眞理^{ハシメテ}いふべき事。

のには物すごく重要なと 思います
それから ソフトウエアに関する事業について
も、 ただ単に物理的に美術館なり博物館に日本
じゅうから集まつてくださいといふのも結構です
けれども、 これだけITの世界で、 要するに正面に

国 の 宝 物 で あ り ま す よ ね、 い ろ い ろ な コ レ ク シ ョ ン
を も つ と い ろ い ろ な 形 で 显 せ て い く。 例 え ば、 デ
ジ タ ル アー カイブ の よ う な も の の と か、 あ る い は 国
民 全 体 の 芸 術、 文 化、 学 術 に 对 す る リ テ ラ シ ー と
い う ん で よ う か、 そ う い う 意 識 を 高 め る と い う
こ と も 私 は ミ ュ ー ジ ア ム と し て の 重 要 な 要 素 だ っ
た と 思 う ん で す け ど、 何 か こ う い う こ と が も つ と
も つ と 議 論 を さ れ て も よ か つ た の に な ど。 そ の こ
と が キ ち つ と 法 文 上 も 位 置 付 け ら れ て も よ か つ た

のにな、あるいはこれを機に、ただ単に縮小ということだけじゃなくて、きっちと新しい事業にもう一回再構成されるとか、それに予算も付き、あるいは事業も出ていくとか。
そうすると、単に何か縮小の中のリストラじゃなくて、リエンジニアリングという言葉がありますけれども、きっちつともう一回全業務を見直しえれども、なるほどと、ああ、これで新しくむしろ効率的、効果的に芸術・文化政策が進んでいくなど、そういうことになつてほしかったなと思うんです。が、なかなかそういう意味で私は今回の法律改正というのには不十分な点が否めないと、こういうふうに思つております。

いうことは、今回の法律が変わらるわけありますけれども、ちょっと引き続きこうした問題についてはやはりもつと抜本的に検討していただきたい、もつと攻めのミユージアム行政をこれを機にやつていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(伊吹文明君) 御意見はごもつともだ
と思います。

先生のおつしやつてていることは提出しておりますので、法案にある程度やつぱり書いておりますので、例えば十二条の三号というのがあって、「前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。」それから七号に、「文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。」八号に、「一号、三号及び前三号の業務に関し、「地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行ふ研究所その他これらに類する施設の職員に対する研修を行うこと。」と、こういう根拠は置いてありますので、今おつしやつたことを拳々腹撫して、行政の執行の在り方の中できることをさせたいと思つております。

そして、確かに美術館、民博その他の大臣になる前に既にやつておつたことですから、私が後追い的に批判することはしちゃいけないと思いますが、やはり縦割り的な弊害があつ

たのかな、あるいはやはり一緒にできないそれなりの理由があつたのかなど、いろいろなことを考えながら今先生のお話を伺つておりました。
○鈴木寛君 前号に関するというのがあるんで業務が限定されているということを私、申し上げてゐるんです。その前号というのは、有形文化財を収集、保管、公衆の観覧ということになつちゃうんで、それはだからハードの、物の要するにコレクションとそれの展示ということに限られているから、そこをもつと広げましよう。
だから、そういうことがあることは分かつてゐるんですけども、そうじやなくて、もつとやつぱり文化財とかあるいは学術、芸術、文化振興、歴史ということについての、やっぱり広く人材育成とかそういう日本の文化的な教養を高めていくための国民の事業にも乗り出してくださいと、こういう意味でございますので、申し上げたいとの意は酌んでいただいてると思いますので、これから行政の中では非反映をしていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

「優れた文化を創造し、かつ継承するには、息の長い取組みと目先の利益にとらわれることのない長期的な展望が必要あり、そのことによって国や地域に計り知れない貢献を果たすのです。ですから、文化芸術を蓄積し、次の世代に継承するための組織であり装置である美術館・博物館は本質的に市場原理や効率性、採算性とは相容れることがないのです。そうであるにもかかわらず、強引に効率性や採算性だけを重視するなら、消費経済のための文化になってしまい、文化が本来的にもつ創造力や影響力を失ってしまうのです。」と、こういうものであります。

大臣、再三文化の大切さということを答弁をされてきたわけですが、この平山氏のメッセージについてどのような御感想をお持ちでしょうか。

○國務大臣 伊吹文明君 昨日も予算委員会の緒めくくり総括で御答弁を申し上げましたが、教育であろうと文化であろうと、これは国民の税金で動いているということはもう紛れもない事実ですから、この国民のやはり苦労して納められた税金をできるだけ効率的に使って最大限のサービスを

臣がおつしやったよう、金額では測れないもの
がこの分野にはあるということなわけですね。
私、先日、大臣の地元でもあります京都の国立
博物館を見学をいたしまして、佐々木館長始め現
場の皆さんから様々なお話を伺いました。
共通して出されたのは、文化予算が何でこんな
に少ないので、というお話をあつたわけですが、全
国に国立の博物館は四館しかないわけで、貴重な
国民的財産である多數の国宝や重要文化財を始め
とする文化財の収集、保存、展示をして次代に繼
承するとともに、これを活用して国内外に我が國
の歴史、伝統文化を発信するという非常に重要な
役割を果たしていると思います。
ところが、国立博物館にもこの効率化と自己收
入の増加が追求されてきました。自己収入とい
ますと大部分は入場料収入でありますから、入場
料の値上げということが行われ、私は、今後調査
や展示にも影響があるんじやないかということを
非常に懸念をしております。
博物館には文化財に対する長年の研究があり、
その結晶が企画や展示につながるわけですね。し
かし、貴重な研究成果が上げられたからといって、それを展示することに、必ずしも多くの入場
者が来るわけでもないわけですね。例えば去年
十、十一月に京都の国立博物館では「京焼
みやこの意匠と技」と題する企画をやっておりま
す。これは大臣も御存じのように、建仁寺を中心蔵
などをもう徹底的に総ざらいをして研究をし、最
新の成果を発表しております。博物館としては相
当人も時間も掛けて研究をしたわけですが、企画
はしかし、入場者数でいいますと、他の企画に比
較すると多くはなかつたわけですね。
ですから、今後自己収入が更に追求をされ
ると、そこに追いやられるということになります
と、結果としては単に入場者数が多い企画を
やっていくということに流れていくんじゃない
か、余儀なくされるんじやないか、こういう非常
に貴重な企画がやりにくくなるんじやないかと、
こういう懸念を持つわけあります。が、文化財に
ついての研究の成果を知らせるという博物館のそ

の役割が懸け離れてしまうんじゃないかと、こういう懸念を持つわけがありますが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(高塩至君) 国立文化財機構の自己収入につきましては、既に平成十三年度から国立博物館・文化財研究所が独立行政法人になつておりますので、その平成十三年度から十六年度までの自己収入の平均額、それに、平成十七年十月に開館いたしました九州国立博物館による自己収入等を勘案しまして、現在の 第二期と申しますが、来年度からは文化財機構になるわけですけれども、その目標期間におきましても、その平均値を踏まえて、各年度一%の増収を図るという予算設定をいたしているところでございます。

先生御指摘のように、国立文化財機構におきましては、業務の質の維持に努めるとともに、効率的な業務の運営、経営努力によりまして国民に対するサービスを向上させまして、その結果として自己収入の増加を図っていくということを考えているところでございまして、このことによりまして、研究機能の成果を含め、博物館本来の役割が損なわれるようなことがあつてはならないということは言うまでもないことというふうに考えていい次第でございます。

○井上哲士君 先ほども例を挙げましたように、研究としては非常に重要であり手間も掛かっているものだが必ずしも入場者は多くないというような企画が損なわれるのではないか、やりにくくなるのはないかと、こういう懸念についてはどうお考えですか。

○政府参考人(高塩至君) 博物館、国立博物館においては、年間の様々な展覧会の計画がございまして、その中で全体として入場者の確保にも努めます。また、国立博物館におきましては、様々な施設の利用の収入、さらには展示事業の貸出し等の収入ということに努めておりまして、それによる增收ということも期待されているところでございます。

○井上哲士君 もちろん、今、博物館の方々は、こういう中でも非常に熱心に研究をされ、そういう

うものの成果を企画にされているわけですね。しかし、今後更に自己収入のアップというものが次々と求められるということになつたときに、それが次々と求められるということになつたときに、私は、今のようなことは大変、やはり本来の役割から懸け離れるような事態への懸念をぬぐい去ることができないんです。

大臣は、市場原理になじまないという点については、先ほど同じ考え方であります。そして衆議院の答弁を見ておりますと、やはり交付金についてはしっかりと確保していくんだということを言わっております。

ただ、中期目標には、運営費交付金で行う事業は、五年間で一般管理費一%以上、業務経費五%、人件費は五%の効率化というのが明記をされ、交付金を減少していく仕組みがつくられてしまっているわけですね。

この目標は、前の五年間の年間一%以上からも引き上げられて厳しくなっているわけで、国立博物館が入場料値上げの理由としているのも、自己収入の目標が高くなつたことと同時に、この効率化の目標も挙げているわけですね。また、入場者や自己収入が増えれば更に目標も上がっていくと、こういうことになつております。

運営費交付金の算定ルールでは、毎年自己収入を一%増額させることが先ほどの御答弁にあつたわけで、私は、しっかりと交付金を確保して博物館本来の役割を損なわれないようにするといふことを言うならば、大臣が発しているこの中期目標そのものを改めていくことが必要だと思つたわけですが、私は、しっかりと付金を確保した場合に、やつたからといって、別途収入を確保したから交付金をそのことを理由に減らすということはさせないということは私の責任だと思います。

だから、いろいろな知恵やアイデアを出して、どこまで効率化でき、どこまで新しい事業によって収入を得るかということをやはり前提に、先生がおつしやつたように、単にもうけ仕事だけではできない部分についてどうするかという議論に入りたいと思っています。

○井上哲士君 博物館の皆さんからは、研究時間を受けただけむしろ企画の入場者などは反比例をするというようなことも言われておりました。

今、大臣、答弁あつたわけですが、こういう言わば本当に国立の博物館として重要な研究をしたものが、入場者数が余り確保されないことをもつて企画などにちゅうちょするようなことが起きないようにしていくことの御決意ということでよろしいでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、立派な研究をして提示したから入場者が減つたということを立つてやらなければならぬわけですから、私は、先ほど、市場原理というものは取らないけれども国民の税金を預かっている限りは効率化といふ意識をなくしてはならないということを併せて言わましたが、研究をするために別途資金が必要な場合は、例えば競争的な研究費の申請をするような場合は、例えは京都国立博物館及び奈良国立博物館におきましては今五団体、奈良におきましては三団体でございます。

また、東京及び九州の国立博物館につきましては、それぞれの独立行政法人国立博物館の判断に

よりまして文化財の各分野で高いレベルの修復技術を持つた事業者を選定しているところでございります。ちなみに、東京におきましては団体三団体、個人三名、九州国立博物館におきましては二団体という状況になつてゐるところでございます。

○井上哲士君 高い技術を持つて研さんを積んでいた、今も言われたよな選定保存技術の保持団体や個人が国宝や重要文化財の修理に当たることは当然だと思うのですが、実際には文化財の修理に当たる業者が様々ある中で、こういう選定保存技術保持の指定を受けている業者も限られております。

今、地方の博物館などでは、こういう補修は随意契約を廃止をして指定競争入札が導入をされております。そうなりますと、安からう悪からうに流れるのではないかという、これまた危惧の声が上がっております。

この国立博物館、文化財研究所の中期目標にもこういふ競争契約等の推進をうたつてゐるわけですね。国立でも競争入札に切り替えるんじゃないとかという危惧は先ほどの学術会議の講演会でも指摘をされております。やはり、文化財の修理といふのは大変、安からう悪からうが絶対あつてはならない分野なわけですね。

私も京都の保存の状況を見ました。仏画などの軸装の文化財は、大体百年から百五十年ごとに表装の裏打ち紙の取り替えをするわけですね。絵画の修復に当たつては岡墨光堂というところの裏打ち紙をはがす作業を見ましたけれども、全部やるのに二十か月も掛かつたと言われております。ですから、そうやつて百年から百五十年に一遍はがして、当時と同じのりで、そして当時と同じ紙を再現をしてやる、それがまた百年、百五十年保存されると、こういう言わば全く違う長い物差

しの中で行われているわけですね。これは、私たちは、一年や五年という短い期間で評価できるようなものでもないわけですから、正に市場原理などを効率化などがなじまない分野だと思います。こういうところに画一的にやはり競争入札を持ち込むべきではないと、こう考えますけれども、大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君) これは先生、先ほど申し上げた効率化原則を失つてはならないということと市場原理となじまないということとよく似た話でね、確かに大切な国宝級、重要文化財級のものをみんな触るわけですから、修理技術だと材料も特別でしようし、技術も必要でしようから、そういうものは毀損されちゃ困るわけで、完全に競争入札にしたらすべて値段が安くなつてうまく動くかというと、そうでない部分が確かにあるでしよう。

だからといって、競争入札じゃなくて、うちへ来るんだからということもまたこれは困るわけで、要は、能力がどの程度あるかということを十分見極めて、そしてその見極めが付かない人たちを競争入札の中へ入れるということが果たして適切かどうかといふことも考えて、必要な修理水準が維持できない場合はこれは随契にしないといけないでしよう。しかし、できるんじやないかと考えられる分野においては、これは国民の税金が対価として払われる限りは競争入札にしなければならない、要はそこの見極めなんですね、と思っております。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(狩野安君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、国立博物館法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

文化財の保存や活用は文化行政の重要な柱で

す。本来ならば、その中心的役割を担う国立博物館と文化財研究所の人的、予算的な拡充が求められています。

これが、ともに〇一年度から独立行政法人化され、経費削減と自己収入増加が求められてきました。運営費交付金削減の方で入場料などの自己収入の増が求められるため、国立博物館では昨年入場料の値上げという事態になつてあります。文化鑑賞の機会を奪いかねない状況は、

本法律案は両法人を統合するものですが、博物館は美術工芸品などの有形文化財の保管、展示、教育普及が中心的な役割であるのに対し、文化財研究所は埋蔵文化財、遺跡等の発掘、保存と調査研究が中心であり、文化財を扱う点で共通部分はあるものの、役割、重点事業、対象文化財を異にしており、博物館と文化財研究所が共通して取り組める分野は極めて限られており、統合による効率性のメリットはありません。

むしろ、文化庁自身が二〇〇五年に独立行政法人に関する有識者会議ヒアリングの場で、両法人統合の際に予想される具体的なデメリットとして、経営効率や自己収入の多寡が法人全体の評価に反映される中では、自己収入があり、入場者数などの成果が見えやすい博物館業務への資源の重視化が図られるおそれがあるなど五点を挙げておりました。今回の統合を契機に、基礎的、基本的な研究がおろそかにされかねません。

以上はこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

○委員長(狩野安君) このたび政府から提出いたしました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、大阪府内に所在する国立大学法人の大坂外國語大学を大阪大学に統合するものであります。

なお、両法人の統合は平成十九年十月一日とし、平成二十年度より学生受入れを行うことを予定しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(狩野安君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

三月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とに関する請願(第四七二号)

一、二千七年十月に予定されている大阪大学と

本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

平成十九年四月四日印刷

平成十九年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B